

2026年5月29日

## ガス事業法違反に対する改善指示を行いました

中部経済産業局は、弥富ガス協同組合に対し現地確認調査等を行い、改正前ガス事業法に基づく供給地点等変更許可を受けていない地点にガスを供給していた等の違反事実を確認しました。

このため、本日(5月29日)、同組合に対し改善指示を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するように指示しました。

### 1. 経緯

(1) 中部経済産業局は、弥富ガス協同組合から、改正前ガス事業法に基づく必要な手続を行わずにガスを供給していた申し出を受けました。

(2) このため、中部経済産業局は愛知県弥富市で現地確認調査等を実施し、改正前ガス事業法(以下「法」という。)に基づく以下の違反事実を確認しました。

- ・法第37条の7第1項において準用する第8条第1項の規定に基づく供給地点等変更許可を受けていない地点にガスを供給
- ・法第37条の6の2に基づく供給約款等による供給の義務に従わずガスを供給
- ・法第37条の7第1項において準用する第9条第1項の規定に基づく特定ガス工作物の変更届出を行うことなく特定ガス発生設備を設置

### 2. 中部経済産業局の対応

中部経済産業局は、本日(5月29日)、弥富ガス協同組合に対して文書による改善指示を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し同年6月29日までに報告するよう指示しました。また、関係団体に対して、会員へのガス事業法の遵守について周知徹底を図るよう要請をしました。

(お問合せ先)

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室長 後藤

担当: 西尾

電話: 052-951-2820(直通)

メール: bz1-qchbps@meti.go.jp

<参考>

## ■事業者の概要

名 称: 弥富ガス協同組合 (法人番号 6180005013544)  
代 表 者: 代表理事 佐藤 善昭  
所 在 地: 愛知県弥富市平島東二丁目 161 番地  
ガス小売事業: 登録番号 E0082

## ■改正前ガス事業法(抜粋)

### 法第 8 条第 1 項

一般ガス事業者は、第六条第二項第三号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

### 法第 9 条第 1 項

一般ガス事業者は、第六条第二項第四号の事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

### 法第 37 条の 5 第 2 項第 3 号及び第 4 号(法第 37 条の 7 第 1 項で読み替える第 6 条第 2 項第 3 号及び第 4 号)

許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 三 供給地点及びその数
- 四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

### 法第 37 条の 6 の 2

簡易ガス事業者は、次条第一項において準用する第十七条第一項の認可を受けた供給約款(次条第一項において準用する第十七条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款)(次条第一項において準用する第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款)又は次条第一項において準用する第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要に応じてガスを供給してはならない。

### 法第 37 条の 7 第 1 項

第七条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十五条の二、第二十六条第一項、第二十八条、第三十一条及び第三十六条の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、第八条第二項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第三十七条の四」と、第二十五条の二第二項中「大口供給」とあるのは「特定ガス大口供給」と読み替えるものとする。